

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
不適切保育に関する対応について

株式会社 キャンサーキャン

調査目的：

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれているが、保育所内の不適切保育等の防止の取組や、保育所内で起こった不適切保育等への対応について、現在、国から市区町村等に対して統一的な対応を示したものはない。一方で、近年、保育所内における不適切保育に類する事例の報告・報道が相次いでなされており、自治体における実態把握の現状を確認するとともに、未然防止策や発生時の適切な対応についての検討の必要性が指摘されている。

本事業は、不適切な保育への対応の実態及び課題を把握するとともに、不適切な保育の未然防止や発生時の対応に取り組んでいる行政担当者や保育関係者が、日々の業務を行うに当たっての参考資料となるよう、考え方及び事例を示すことを目的とした。

事業概要：

本事業は、以下、大きく3つの取り組みからなる。

- ① 実態把握のための調査：全国の自治体における、不適切保育を未然に防止するための取り組みや、発生時の対応等に関する実態把握のための調査（悉皆調査及び先進的な取り組みを行っている自治体を対象としたヒアリング調査）を行った。
- ② 有識者による課題の整理及び望ましいあり方の検討：学識経験者や自治体の保育行政担当者、保育園長など7名の有識者による研究会を3度開催し、実態を踏まえた課題及び適切な対応を行うために求められる体制整備や取り組み、保育所、市町村及び都道府県の役割等について整理を行った。
- ③ 「手引き」の作成：有識者研究会の検討内容を踏まえ、保育所や市町村及び都道府県の担当者等に向けた「手引き」の作成を行った。

調査及び検討内容の整理と効果として期待される事から：

悉皆調査及びヒアリング調査を通して、自治体における不適切保育への対応に関しては、地域毎にその取り組みの状況にばらつきがあることが明らかになった。一方で、地域の特性を踏まえ、保育所と行政が連携を取りつつ、未然防止及び発生時の適切な対応のための体制を整えていた地域もあった。また、不適切保育を未然に防止するためには、保育士一人一人が適切な“認識”を共有すると共に、子どもへの不適切な関わりを誘発する状況や、そうした行為が改善されにくい状況を生じさせない“職場環境”の整備が必要だということが明らかとなった。

こうした実態を踏まえた有識者による検討を通して、不適切な保育の未然防止や発生時の対応に関して、行政担当者（都道府県及び市区町村の担当者）及び保育関係者（特に施設長をはじめとするリーダー層）それぞれの役割や、その役割を円滑に実行するための手法、両者の連携の在り方、先進的な取り組みを行っている自治体の事例等を整理し、「手引き」としてまとめた。本「手引き」は、不適切な保育の未然防止や発生時の対応に取り組んでいる行政担当者や、保育関係者が日々の業務を行うに当たっての参考資料となることが期待される。